

平成 29 年 7 月 3 日

ご投資家の皆様へ

レッジ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

**「LM・オーストラリア高配当株ファンド」の
新規買付のお申込み受付けの一時停止に関するお知らせ**

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社運用のLM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)(以下、当該ファンド)は、平成 23 年 9 月 29 日の設定以来、皆様からご愛顧を賜り、純資産総額は平成 29 年 6 月 30 日現在、約 6,035 億円となっており、信託金限度額の 8,000 億円に近づいてまいりました。

弊社では、当該ファンドの投資対象の特徴及び市場規模、流動性等を総合的に勘案した結果、既存の受益者の皆様の利益を最優先し、適切な資産規模での運用を維持するため、7 月 12 日(水)以降、新規買付のお申込み受付けを一時的に停止させていただくことに致しました。これに伴い、最終申込受付日は 7 月 11 日(火)となります。

また、併せて、当該ファンドと同種の対象資産に投資を行う各投資信託につきましても、新規買付のお申込み受付けを一時停止とさせていただきます。そのため、7 月 12 日(水)以降、新規買付のお申込み受付けの一時停止の対象となるのは以下の 4 銘柄となります。

- LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)
- LM・オーストラリア高配当株ファンド(年 2 回決算型)
- LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)
- LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年 2 回決算型)

なお、新規買付のお申込み受付けの一時停止後も、「LM・オーストラリア高配当株ファンド」の各投資信託の運用方針及び分配方針につきましては、何ら変更はございません。

また、解約及び各投資信託間のスイッチングのお申込み、一時停止までにご契約をいただいている「定時定額購入」に係る契約に基づく取得申込み、ならびに、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資については、引き続き受付けをいたします。

一時停止後の新規買付のお申込み受付けの再開につきましては、運用資産の状況等を総合的に勘案しながら別途お知らせする予定です。

LM・オーストラリア高配当株ファンドへのご投資をご検討中の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

LM・オーストラリア高配当株ファンド

新規買付のお申込み受付けの一時停止に関するQ&A

平素より『LM・オーストラリア高配当株ファンド』をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。LM・オーストラリア高配当株ファンドは、7月12日(水)以降、新規買付のお申込み受付けを一時的に停止させていただくことといたしました。当レターでは、その背景や市場動向についてQ&A形式でご説明いたします。

Q1 なぜ新規買付のお申込み受付けを一時的に停止するのですか？

A1 純資産総額が一定水準を超えると株式市場に与える影響が大きくなるなど適切な運用が難しくなると考えたためです。

【LM・オーストラリア高配当株ファンドの投資方針】

- 主にオーストラリアの証券取引所に上場しているオーストラリアの高配当株式やリート等に投資します。
- 相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資を行います。

オーストラリア株式市場全体の時価総額は1.8兆豪ドル(約152兆円)と、日本株式の時価総額601兆円の約4分の1の規模にとどまります。さらに、この中から配当利回りに着目して、銘柄を厳選して投資を行っています(2017年5月末現在、ファンドの投資銘柄数は45銘柄)。

そのため、当社はLM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)(以下、当該ファンド)の信託金限度額である8,000億円を「上記投資方針に沿って適切に運用できる限度額」として運用を行っています。純資産総額が8,000億円を超えると市場規模に対する運用資産の割合が大きくなるため、株式市場の需給に与える影響が大きくなるなど適切な運用が難しくなると考え、新規買付のお申込み受付けを一時停止することといたしました。

当該ファンドの純資産総額は2016年以降大きく増加し、6月30日現在、6,035億円と8,000億円に迫ってきています。現時点で新規買付のお申込み受付けを一時的に停止しファンドの資金流入を抑えることで、今後の市場動向の変化を考慮しても、適切な運用の継続が可能となり、ファンドの受益者の皆さまに適切な運用成果を提供することができると考えています。

今回、新規買付のお申込み受付けを一時停止とさせていただくファンドは以下の通りです。

- LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)
- LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)
- LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)
- LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

* WFEによる2017年5月末時点のデータ。オーストラリア株式はオーストラリア証券取引所、日本株式は日本証券取引所グループ。為替はブルームバーグの2017年5月末 1豪ドル=82.674円にて円換算

Q2 新規買付のお申込み受付けの再開はいつ頃になりますか？

A2 再開時期は決まっておりません。ファンドの運用資産額の規模等を総合的に勘案しながら検討いたします。

新規買付のお申込み受付けの具体的な再開時期は決まっておりません。ファンドの純資産総額や市場環境等を総合的に勘案し、余裕をもって資金受け入れができると判断した場合に再開する予定です。

なお、解約及び各投資信託間のスイッチングのお申込み、ならびに、自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資については、引き続き受付けをいたします。また、一時停止となる前にご契約をいただいている「定時定額購入」に係る契約に基づく取得申込みも引き続き受付けをいたしますが、一時停止後の増額についてはお断りさせていただきますのでご注意ください(減額は可能です)。

Q3 新規買付のお申込み受付けを一時停止することによって、今後の基準価額はどのような影響を受けますか？

A3 ファンドの資金動向は、純資産総額には影響を与えますが、基準価額にはほとんど影響を与えないと考えています。

ファンドの新規買付のお申込み受付けの一時停止は、純資産総額(サイズ)には影響を与えますが、基準価額(1万口当たりの値段)にはほとんど影響を与えないと考えています。

ファンドの基準価額は組入銘柄の株価や為替の水準により算出されますが、ファンドの日々の資金動向が組入銘柄の株価や為替に与える影響は小さく、従って基準価額への影響はほとんどないと考えています。

Q4 新規買付のお申込み受付けを一時停止する理由は、これまでのファンドの運用成績と関係がありますか？

A4 新規買付のお申込み受付けの一時停止は、ファンドの純資産総額の規模等を総合的に勘案した結果であり、ファンドのこれまでの運用成績の良し悪しと直接的に関係するものではありません。

新規買付のお申込み受付けを一時停止した理由は、純資産総額が一定水準を超えると市場規模に対する運用資産の割合が大きくなるため、株式市場の需給に与える影響が大きくなるなど適切な運用が難しくなると考えたためです。したがって、ファンドのこれまでの運用成績の良し悪しと直接的に関係するものではありません。

なお当該ファンド*1は設定来で良好なパフォーマンスで推移しています。2017年5月末現在、当該ファンドのトータルリターン(基準価額の動きと受け取った分配金を合わせた総合的な収益率)は、過去1年間で+12%、設定来で+123%となっています。

当該ファンド*1のトータルリターン (2017年5月末時点)

	累積リターン*2
過去1年	+12%
過去3年	+11%
過去5年	+93%
設定来	+123%

※当該ファンドの設定日:2011年9月29日

*1 LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型) *2 基準価額(分配金込み)を使用
 ※基準価額(分配金込み)は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が算出したものです。
 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」のご留意事項をご確認ください。

Q5 オーストラリア経済の状況を教えてください。

A5 足もとの経済成長率は引き続きプラスで推移しています。

足もとの経済は市場予想通りのプラス成長

オーストラリアの実質GDPは、1992年から2016年までの25年間、着実にプラス成長を続けています。足もとのにおいても、2017年1-3月期の実質GDPは前期比+0.3%と2016年10-12月期の同+1.1%から減速したものの、市場予想(同+0.3%)通りの結果となりました(左図)。

大型サイクロンによる資源輸出への悪影響から、一部の市場関係者の間で1-3月期のマイナス成長が予想されていたものの、市場予想通りのプラス成長が維持されたことで金融市場では安心感が広がっています。

堅調な内需拡大を牽引する人口増加

オーストラリアの堅調な内需拡大を牽引している大きな要因の一つは、人口の増加と考えられます。

オーストラリアの人口は移民の継続的な受け入れや自然増を背景に増え続けており、2000年から2015年までに約25%、今後も2015年から2050年の間に約40%増加すると予測されています。この増加率はインドや米国よりも高い水準です(インド:約30%、米国:約21%)。

人口の増加に伴い、家や車など大型なものから、食料品や服飾品など小型なものまで「消費」が長期的に拡大しています。オーストラリアの小売売上高は、金融危機の影響を受けた2008~2009年も大きな影響を受けることなく、日米より堅調に増加してきました(右図)。

「個人が消費をする」ということは、国を活性化させる大事な経済活動のひとつであり、オーストラリアの経済成長につながっています。

オーストラリアの実質GDP成長率の推移

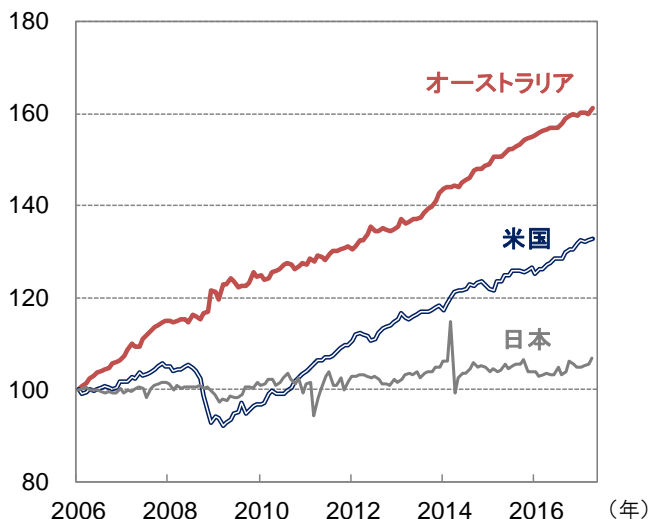
(2013年第1四半期~2017年第1四半期)



(出所) 豪州政府統計局

日米豪の小売売上高の推移

(2006年1月~2017年4月)



(出所) ブルームバーグ

※2006年1月を100として指数化

【お申込みメモ】

ファンド名	LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型/年2回決算型)(為替ヘッジあり 毎月分配型/年2回決算型)	
購入単位	販売会社が定める単位	
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額	
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。	
申込締切時間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。	
購入・換金の申込受付不可日	オーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受け付けません。	
信託期間	<毎月分配型>平成23年9月29日設定 <年2回決算型>平成25年6月28日設定 平成43年9月22日まで	<為替ヘッジあり 毎月分配型/年2回決算型> 平成29年3月1日設定 平成43年9月22日まで
決算日	<毎月分配型>毎月20日(休業日の場合は翌営業日) <年2回決算型>毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)	
収益分配	毎決算時に、配分方針に基づき分配を行います。	
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除および益金不算入制度の適用はありません。※税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。	

【ファンドの費用】

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に購入口数を乗じて得た額)に、 3.78%(税抜3.50%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た金額とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	純資産総額に対し年率 1.7928%(税抜1.66%) ※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、毎決算時または償還時に当ファンドの信託財産から支払われます。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税、その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)等を信託財産から支払います。 その他諸費用は毎日計上され毎決算時または償還時に、日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額の合計額を上限として委託会社が算出する金額が、その他については原則として発生時に実費が、信託財産から支払われます。 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。 ※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。
購入申込取扱場所	取扱販売会社までお問合せください。

※投資家の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有している期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

【委託会社、その他関係法人の概況】

委託会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
投資顧問会社	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド(在オーストラリア)
受託会社	三井住友信託銀行株式会社
取扱販売会社の照会先	レッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社 http://www.leggmason.co.jp (03)5219-5943

●当資料は、説明用資料としてレッグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

【販売会社】

販売会社名		登録番号	お取り扱いコース				登録協会				
			毎月分配型	年2回決算型	為替ヘッジあり毎月分配型	為替ヘッジあり年2回決算型	日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	日本商品先物取引協会
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第180号	○	○			○	○			
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第15号	○	○			○		○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第7号	○				○		○		
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○				○				
株式会社親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○				○				
株式会社東北銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第8号	○				○				
高木証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第20号	○	○			○				
株式会社大垣共立銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第3号	○	○			○		○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○				○		○		
SMBC日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○	○	○	○	○	○	
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長(登金)第578号	○				○		○		
SMBCフレンド証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第40号	○				○			○	
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○				○		○		
中銀証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第6号	○				○				
第四証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第128号	○	○			○				
いちよし証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第24号	○	○			○	○			
いよぎん証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○	○			○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○				○				
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○				○				
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第195号	○	○	○	○	○	○	○	○	
エース証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第6号	○	○			○				
株式会社SBI証券	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○	○	○	○	○		○	○	
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第38号	○	○			○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第140号	○	○			○		○	○	
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第8号	○	○			○				
百五証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第134号	○	○			○				
銀銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長(金商)第10号	○	○			○				
日本アジア証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第134号	○	○			○				
東洋証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第121号	○	○			○				
西日本シティTT証券株式会社	金融商品取引業者	福岡財務支局長(金商)第75号	○	○	○	○	○				
株式会社三菱東京UFJ銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○	○	○		○	○	
株式会社三菱東京UFJ銀行(委託金融商品取引業者三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第5号	○	○	○	○	○		○	○	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2336号	○	○	○	○	○	○	○	○	
株式会社常陽銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第45号	○	○			○		○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第165号	○	○			○	○	○		
株式会社千葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第39号	○	○			○		○		
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第49号	○	○			○		○		
ほくほくTT証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長(金商)第24号	○	○			○				
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○	○			○				
オーストラリア・アンド・ニューゼaland・バンキング・グループ・リミテッド(銀行)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第622号	○	○			○				
八十二証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(登金)第21号	○	○			○	○			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○	○	○	○	○		○		
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第5号	○				○		○		
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(登金)第37号	○				○				
ごうぎん証券株式会社	金融商品取引業者	中国財務局長(金商)第43号	○	○			○				
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○	○			○		○		
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第152号	○	○	○	○	○				
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○				○		○		
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長(登金)第5号	○	○	○	○	○		○		
株式会社東京スター銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第579号	○	○	○	○	○				
株式会社愛知銀行	登録金融機関	東海財務局長(登金)第12号	○								

●当資料は、説明用資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。●当資料は、当社が各種データに基づいて作成したものです。その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。●当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。●この書面およびここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。※後述の「本資料をご覧ください」上での「ご留意事項」をご確認ください。

当ファンドについてのご注意事項

投資元本を割り込むことがあります。

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。
- 投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

基準価額を変動させるいろいろなリスクがあります。

- 当ファンドの基準価額を変動させる要因としては、「株価変動リスク」、「不動産投資信託の価格変動リスク」や「為替変動リスク」などがありますが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。ファンドのリスクについては、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

分配金が支払われないことがあります。

- 分配対象額が少額等の場合には、分配を行わないことがあります。
- その他重要な事項に関しては、投資信託説明書(交付目論見書)に詳しく記載されていますので、よくお読みください。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

本資料をご覧いただく上でのご留意事項

- 投資信託は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本及び利息の支払いの保証はありません。
- 証券会社以外で投資信託をご購入された場合は、投資者保護基金の支払いの対象にはなりません。
- 当資料は、説明資料としてレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社(以下「当社」)が作成した資料です。
- 当資料は、当社が各種データに基づいて作成したのですが、その情報の確実性、完結性を保証するものではありません。
- 当資料に記載された運用スタンス、目標等は、将来の成果を保証するものではなく、また予告なく変更されることがあります。
- この書面及びここに記載された情報・商品に関する権利は当社に帰属します。したがって、当社の書面による同意なくして、その全部もしくは一部を複製し又その他の方法で配布することはご遠慮ください。
- 当資料は情報提供を目的としてのみ作成されたもので、証券の売買の勧誘を目的としたものではありません。
- 投資信託は値動きのある証券(外国証券には為替リスクもあります)に投資しますので、組入証券の価格の下落や、組入証券の発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。したがって、投資元金は保証されているものではなく、投資元金が割り込むことがあります。基準価額の変動要因となるリスクの詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。
- 投資資産の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様に帰属します。過去の運用実績は将来の運用成果等を保証するものではありません。
- 投資信託に係る申込手数料は販売会社にご確認ください。
- 投資信託の運用に係る信託報酬その他の費用等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)の「手続・手数料等」をご覧ください。
- 投資信託の取得の申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)をお渡しいたしますので、必ず内容を十分ご確認のうえご自身でご判断ください。
- 投資信託説明書(交付目論見書)は、取扱販売会社の窓口にご請求ください。

投資信託の取得のお申込みにあたっては、投資信託説明書(交付目論見書)等の内容をよくお読みください。

設定・運用は

レグ・メイソン・アセット・マネジメント

商号:レグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号

加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会